



平成26年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト99コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 田中 秀明
(コード：4464 東証第二部)
問合せ先 常務取締役経理部長 西川 保
(TEL. 06-6942-8761)

子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ（第5報）

平成25年6月14日付け「子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ」及び平成25年9月20日付け「子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ（第2報）」にて公表いたしましたとおり、当社子会社のアスモ株式会社（以下、「同社」といいます。）が運営していました温浴施設における過去の下水道使用量の過少申告（以下、「本件」といいます。）に関しまして、本日、東大阪市より、損害賠償請求及び過年度の下水道使用料の追徴の通知を受領いたしました。

本件に関しまして、同社は、通知に従い未払いの下水道使用料の全額を支払う意向であります。そのうち、地方自治法に基づく5年の消滅時効期間を経過している金額については、損害賠償金として請求されております。これは、民法上の損害賠償債務としての過少申告相当額の支払債務については、消滅時効が成立していないと判断することができ、また、企業としての社会的責任及び地域に根差した事業活動の継続という観点からも、過少申告額相当と判断しうる請求額全額を支払うべきであるとの考えによるものです。

この度は多くの関係者の皆様にご迷惑をおかけすることとなりましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 未払いの下水道使用料及び損害賠償金の内容

東大阪市下水道条例施行規程第20条に基づく不足額の下水道使用料及び民法第709条に定める不法行為による損害賠償として

2. 不正を行った事業所

事業所 極楽湯 東大阪店

所在地 大阪府東大阪市長田西3丁目5番17号

※「極楽湯東大阪店」は、平成23年7月まで同社にて運営しておりましたが、平成23年8月1日付で同社より当社へ事業譲渡しております。

3. 未払いの下水道使用料及び損害賠償請求額（合計）

19,227,640円

なお、東大阪市下水道条例第23条に基づく過料については、行政当局のご指示に対して速やかに対処させて頂く所存です。

当期業績（平成26年3月期）に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には速やかに公表させて頂きます。

以上